

子どもの権利とは？

子どもの権利とは、子どもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれながらに持っているものです。
「杉並区子どもの権利に関する条例」では、以下の基本理念を定めたうえで、6つの権利を子どもにとって大切な権利として示しました。

基本理念 全ての子どもについて

- 差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 意見を尊重すること
- 最善の利益を考慮すること
- 健やかな成長が図られること

6つの大切な権利

安心して生きる権利

自分らしく生きる権利

育つ権利

意見を聴かれる権利

守られる権利

個別の必要に応じて支援を受ける権利

杉並区子どもの権利に関する
条例について詳しくはこちら



相談できる曜日・時間

月・水・金 13時から19時まで

土 10時から16時まで

※火・木・日・祝日、年末年始はお休みです。

相談方法 以下の中から、相談しやすい方法で
連絡してください。

※メール、LINE、WEB フォームはいつでも送信できますが、返信は時間内に
相談員がメッセージを読んでからになります。

でんわ
電話

フリーダイヤル なみなみ みんなよし

0120-7373-34

メール

KODOMO-SODAN

@city.suginami.lg.jp

LINE



WEB



まどぐち
窓口

窓口での相談はWEBフォーム、
電話から事前に予約することが
できます。



事前予約はこちら

※月・水・金の17時以降、土曜日は必ず事前に予約してください。

てがみ
手紙

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所東棟3階
子ども政策担当内

杉並区子ども家庭部子ども政策担当課
令和7年9月発行



子どもの権利を守るために、
子どもと一緒に考える

杉並区

子どもの権利

相談・救済窓口



気軽に
連絡してね！



フリーダイヤル

なみなみ みんなよし

0120-7373-34

電話以外にも、メール、LINE、WEBフォーム、
窓口、手紙、でも相談できます



くわしくはこちら

子どもの権利 救済委員

「杉並区子どもの権利に関する条例」に
基づき、子どもの権利を保障するために、
設置されました。

気になることがあるとき、もやもやしている
とき、誰かに話をきいてほしいとき、子ども
の話をじっくりきいて、子どもにとって最も
良い解決方法を一緒に考えます。



すぎやま まさひろ
杉山 雅宏
こうにんしんりし
公認心理師
りんしょうしんりし
臨床心理士
せいしんほけんふくし
精神保健福祉士



たにがわ ゆきこ
谷川 由起子
しゃかいふくし
社会福祉士
こうにんしんりし
公認心理師



なるせ だいすけ
成瀬 大輔
べんごし
弁護士



子どもの権利救済委員に
ついて詳しくはこちら



どんなときに相談できるの？

お父さんとお母さんに
怒られたけど、
なんかもやもやするな～

ちょっと話を
きいてほしい

先生には言い
にくいけど
相談したいな～

友だちと
ケンカしちゃった…

いやなことを
言われて
仲間はずれにされた

どんなことでも安心して相談することができます。

- ・うまく伝えられなくても大丈夫です
- ・秘密は守ります
- ・お金はかかりません



誰が相談できるの？

子ども(18歳に満たない者※)

※その心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、
当事者に準ずると認められる者を含む。

子どもの権利を守るためには、大人も相談できます。

相談の流れは？

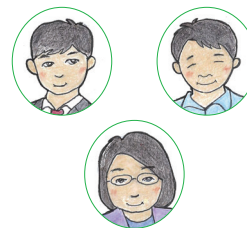
子ども
(保護者その他の関係者)

①相談する
相談方法は、電話・メール・
LINE・WEBフォーム・窓口
手紙から選べます



子どもの権利救済委員
子どもの権利相談員

②一緒に考える
どうしたらいいかを
子どもと一緒に考えます



④安心する
解決する



③調査・調整する
解決に向け必要なことを調べます
関係する人や機関に話を聞いたり
協力を求めます
子どもの代わりに考えを伝えます

要請する
関係する機関
などに対応や
制度の改善を
働きかけるこ
ともあります

意見表明
する
子どもの権利
を保障するた
めに区長へ意
見を提出する
こともあります

関係する人・機関

区長